

# 実効ある条例にするた め報酬下限額の設定を

問 公契約条例が提案されたこ とは歓迎するが、労働報酬下限 額の設定が先送りとなっている。

この条例を実効あるものにす るには、労働報酬下限額の早期 設定が求められる。

提案者である市長の任期中に 設定すべきではないか。

また、適用される業種を拡大 し、ひとり親方や指定管理者制 度の下で働く労働者も対象にす べきではないか。

答 労働報酬下限額の設定に当 たっては、労使双方から理解さ れる制度とするため、条例に一 定の期限を定め、労働者の賃金 に対する有効性や事業者等に対 する事務負担等について、労働 者団体や事業者団体の代表者等 から意見を聞くなど、しっかり と検討することとしている。

この検討期間の中で、労働報 酬下限額の試行運用や、労使双 方の見解および有識者の意見を 取り入れるなどし、早期設定を 目指して取り組んでいく。

また、対象となる契約が広範 囲に及ぶと発注者、受注者双方 の負担が増大するため、まずは 建設工事や人的経費の割合が高 い業務委託を対象とし、ひとり 親方や指定管理者は対象として いないが、今後は審議会に諮る など範囲の拡大も検討していく。

## ●その他の質疑・質問●

- ○放課後児童支援員キャリアアッ プ処遇改善事業の活用拡大を ○国保広域化による保険料の見
- 通しを明らかに
- ○介護保険事業計画(案) は
- 地域包括支援センターの増設
- 特養の増設は、待機者数との 関係で適切か。多床室の設置を
- 保険料算定段階の細分化を
- 市民の声を計画に反映せよ
- ○合併20事業の進捗は



▲特養に入所者負担額の少ない 多床室(相部屋)の増設を

# H

# 合併特例債の発行延長 に係る考えは

問 合併特例債は、市町村合併 に伴う事業の財源に活用され、 返済額の7割を国が負担すると いう制度である。

発行期限が当初から5年延長 となり平成32年度までとなった ものの、整備の必要な事業もま だ多く残っているとの判断から、 再延長を求めているものと思う が、現在の適用事業の状況と再 延長となった場合の考えは。

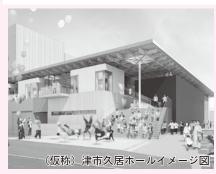
答 再延長については、津市を 含む11市の市長が発起人となり

「合併特例債の再延長を求める 首長会」を立ち上げ、総務大臣 等へ直接要望を行い、並行して、 三重県に対しても県政要望の中 に掲げるとともに知事に直接要 望を行ったところである。平成 29年度末までの発行見込み額は 約487億円で、平成32年度まで の3年間でさらに約88億円の発 行を予定しており、その内容は

(仮称) 津市久居ホール整備事 業などを含む久居駅周辺整備事 業や学校の大規模改修、消防署 の整備、こども園整備事業など である。再延長となった場合は、 引き続き、学校の大規模改修、 消防署の整備、こども園整備事 業の財源として活用するととも に、道路整備事業に充てること も可能であると見込んでいる。

## ●その他の質疑・質問●

- ○被害被災者の早期生活再建に ついて
- ○ヘリサインの整備について ○社会福祉協議会の運営につい て
- ○孤立死対策について
- ○子どものSNSとの付き合い 方について
- ○高齢者等へのごみ出し支援に ついて
- ○公文書の管理について



▲合併特例債を活用する(仮称) 津市久居ホール整備事業